

【令和8年3月24日公布 令和8年三浦市条例第7号】

三浦市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

三浦市職員の給与に関する条例（昭和30年三浦市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第9条第3項第2号中「次に掲げる自動車等の使用距離（以下この項において「使用距離」という。）の区分に応じ、」を削り、「それぞれ次に」を「66,400円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて規則で」に改め、同号アからスまでを削り、同項第3号中「55,000円」を「66,400円」に改め、同条第7項を同条第8項とし、同条第6項中「自動車等」の次に「及び駐車場等」を加え、同項を同条第7項とし、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項中「最初の月」の次に「（当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として規則で定める場合にあっては、その翌月）」を加え、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 前項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が規則で定める要件を満たすものに限る。第1号及び第7項において「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（規則で定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

（1） 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額として規則で定める額

（2） 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（三浦市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

2 三浦市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和7年三浦市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第2条のうち三浦市職員の給与に関する条例第9条第3項第2号ス中「以上」の次に「65キロメートル未満」を加え、同号にセからナまでを加える改正規定を削る。